

令和3年6月における武蔵野市会計年度任用職員の期末手当に
関する条例

上記の議案を提出する。

令和3年6月1日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

令和3年6月における武蔵野市会計年度任用職員の期末手当に
関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、令和3年6月における武蔵野市会計年度任用職員の期末手当の支給について必要な事項を定めるものとする。

(支給額)

第2条 期末手当の額は、武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）第8条第3項に規定する期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、令和3年6月1日以前6か月の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(委任)

第3条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年6月1日から適用する。
- 2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

(提案理由)

令和3年6月における武蔵野市会計年度任用職員の期末手当について定めるものである。